

令和6年度

特別支援学校中堅教諭等資質向上研修の手引



埼玉県教育委員会



埼玉県マスコット コバトン



埼玉県立総合教育センター

Saitama Prefectural Education Center

<https://www.center.spec.ed.jp/>

はじめに

埼玉県立総合教育センター所長

この手引を手にした皆さんは、「チーム学校」の大きな推進力として力を発揮されるとともに、高い実践的指導力や識見を有し、自校の教育活動の活性化と充実に向けて、努力されていることと思います。教師の魅力とやりがいは、児童生徒一人一人がそれぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓くことができるように、社会の“人財”として育てることにあります。そのために、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、資質・能力の向上に努めることが教師の責務です。

我が国では、人口減少や超少子高齢社会化、急速なグローバル化、超スマート社会の実現に向けたデジタル技術の発展、価値観の多様化、自然災害や地球環境問題の深刻化などがこれまで以上に進行することが予測されます。また、変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の時代と称されるように、先行きが不透明で、将来の予測が困難な未来を迎えようとしています。中央教育審議会答申では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指すためのキーワードとして「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を掲げ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。

また、本県では、確かな学力と自立する力の育成、豊かな心と健やかな体の育成と並び、多様なニーズに対応した教育を推進しています。誰もがいつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出されるよう工夫することが求められています。そのためには、不登校児童生徒や特別な教育的支援を必要とする児童生徒など、一人一人の背景や特性・意欲の多様性を踏まえた学習者の視点に立つことが大切です。これらを受け、皆さんは教育が担うものの変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割を果たす必要があります。

本研修は、教育活動、学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等に必要な資質の向上を図るために実施するものです。本県では「埼玉県 教員等の資質向上に関する指標」を平成30年に策定し、令和4年7月の教員免許更新制の発展的解消を受けて、令和5年3月に「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」として改定しました。

この指標では、本研修を受講される皆さんを第3ステージ（深化・中核期）と位置付けています。「自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する」という資質を育成するため、10日間の教育センター等機関研修、18日間の学校研修を実施します。本研修をとおして、教師が備えるべき素養とされる使命感・倫理観や教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、指導力等に一層磨きをかけてください。そして、更に豊かな人間性を兼ね備えた中堅教諭として学校組織全体を見渡しながら、児童生徒を成長させてほしいと考えています。

結びに、埼玉教育のより一層の充実、発展のため、本研修で専門性や力量を高め、学びのネットワークを広げ、教師として更なる一步を踏み出してください。皆さんが各学校で大いに活躍されることを心から期待しています。

目 次

はじめに

目次

1 要項・細則・年間計画について

- | | |
|--------------------------------|---|
| (1) 中堅教諭等資質向上研修実施要項 | 1 |
| (2) 《参考資料》在職期間の算定[除算(減じ方)]について | 5 |
| (3) 中堅教諭等資質向上研修実施要項細則 | 7 |
| (4) 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画 | 9 |

2 教育センター等研修について

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 教育センター等研修日程 | 13 |
| (2) 共通研修 | 14 |
| (3) 教科指導及び生徒指導等研修 | 15 |
| (4) 教育センター等研修の受講に当たって | 22 |

3 学校研修について

- | | |
|------------------|----|
| (1) 学校研修に当たって | 24 |
| (2) 学校研修日程 | 25 |
| (3) 学校研修記録用紙(参考) | 27 |
| (4) 特定課題等研究について | 28 |

4 その他

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 欠席・遅刻・早退・期日変更届 | 29 |
| (2) 研修教員研修計画書(案)【様式2】 | 30 |
| (3) 研修教員研修報告書【様式3】 | 32 |
| (4) 特定課題研究計画書・報告書【様式4】 | 34 |
| (5) 提出書類一覧 | 35 |

5 教員等の資質向上に関する巻末資料

- | | |
|---|----|
| (1) 埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標 | 36 |
| (2) キャリアステージに応じた資質向上を目指して
「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」に係る自己評価シート | 37 |

1 要項・細則・年間計画 について

中堅教諭等資質向上研修実施要項

埼玉県教育委員会

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条の規定に基づき、教諭等に対し、個々の能力、適性等に応じて、「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえた研修を行うことにより、教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために実施する。

2 対 象

(1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下「中堅教諭等資質向上研修教員」という。）は、国立、公立又は私立の学校の教諭等として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く）が9年に達した者とする。

ただし、在職期間のうち別表Ⅰに掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。

なお、別表Ⅱに掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除外するものとする。

(2) 対象者のうち別表Ⅲに該当する者は、受講年度を1年間繰り延べることができるものとする。ただし、所属長が引き続き繰り延べることが必要と判断する場合は、主管課長と協議することができる。

3 内容及び方法

(1) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、各々その所管する学校の中堅教諭等資質向上研修教員の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する計画書（以下「研修教員研修計画書」という。）を作成するものとする。

(2) 中堅教諭等資質向上研修教員は、研修教員研修計画書に基づき、夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において、教科指導、生徒指導等に関する研修（以下「教育センター等研修」という。）を年間10日程度受けるものとする。

(3) 中堅教諭等資質向上研修教員は、研修教員研修計画書に基づき、主として校内において校長の下、課業期間に実際の授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修（以下「学校研修」という。）を年間18日程度受けるものとする。

4 実施協議会

- (1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置する。
 - ・ 実施計画
 - ・ 年間研修計画
 - ・ 実施上の諸問題
 - ・ その他
- (2) 実施協議会の設置要綱は別に定める。

5 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、第3項に定める事項のほか、教育センター等研修に関する事、学校研修に関する事及びその他必要な事項を定めるものとする。

6 評価基準

県教育委員会及び市町村教育委員会は、教育センター等において実施する中堅教諭等資質向上研修の内容等を踏まえつつ、中堅教諭等資質向上研修を受ける教諭等の能力、適性等について評価を行うための評価基準を作成するものとする。

7 評価及び研修計画

- (1) 校長は、評価基準に基づいて、中堅教諭等資質向上研修教員の評価（以下「評価案」という。）を行うものとする。
- (2) 校長は、評価案及び県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、当該者ごとに中堅教諭等資質向上研修に関する研修計画（以下「研修教員研修計画書案」という。）を作成するものとする。
- (3) 校長は、評価案及び研修教員研修計画書案の作成を行い、その学校を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (4) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、校長から提出された評価案及び研修教員研修計画書案について必要な調整を行い、決定する。
- (5) 市町村教育委員会は、評価及び研修教員研修計画書を県教育委員会に提出するものとする。

8 研修成果の評価

校長は、中堅教諭等資質向上研修終了後、中堅教諭等資質向上研修教員の教科指導・生徒指導等の状況等を基に評価を行い、その結果を当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくものとする。

9 研修環境の整備等

- (1) 校長は、研修教員研修計画書に基づく研修が円滑に実施できるよう、研修環境の整備に努めるものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるよう努めるものとする。

10 校長等連絡協議会

中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長等連絡協議会を開催することができる。

11 研修報告書

- (1) 校長は、研修教員研修報告書を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 校長は、当該学校における中堅教諭等資質向上研修の実施記録を作成し、次年度以降の中堅教諭等資質向上研修の資料として保管するものとする。

12 細 則

この実施要項の細則は別に定める。

附 則

この実施要項に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和2年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和4年4月1日から施行する。

この実施要項に定める事項は、令和5年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 在職期間から除算する期間

(1)	地方公務員法の規定による休職又は停職により職務を執ることを要しない期間
(2)	地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
(3)	地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により育児休業をした期間
(4)	私立の学校の教諭等として在職した期間について、(1)又は(3)の期間に準ずるものとして県教育委員会が認める期間
(5)	その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が認める期間

別表Ⅱ 中堅教諭等資質向上研修の対象から除外する者

(1)	臨時的に任用された者
(2)	他の任命権者が実施する中堅教諭等資質向上研修を受けた者
(3)	主幹教諭、及び社会教育主事・指導主事等の教育委員会の職員として勤務している者
(4)	その他中堅教諭等資質向上研修から除外する者として、県教育委員会が認める者

別表Ⅲ 中堅教諭等資質向上研修を繰り延べることができる者

(1)	妊娠、疾病等の理由により、所属長が受講年度を繰り延べる必要があると判断する場合
(2)	校務運営上またはその他の事情等により、所属長が受講年度を繰り延べる必要があると判断する場合

《参考資料》在職期間の算定[除算(減じ方)]について

○在職期間とみなす事項…産休、育児短時間勤務、病気休暇、長期研修（大学院（除算の対象にはならない）研修・長期研修等）、修学部分休業、教諭等採用後の教育委員会勤務、他県・私学教員（臨時的任用を除く）等

◆在職期間とみなさない事項…産休（育児休業）、大学院修学休業、自己啓発等休業、退職、停職等
（除算の対象になり得る）

※「◆在職期間とみなさない事項」において、その期間が連続12か月以上の場合は、年度のまたがりの有無にかかわらず、年単位（月は切り捨て）で除算する。
2つ以上の事項の期間が連続する場合は、それらを合わせた期間を計算する。

(例) ・産休11か月の場合 ⇒ 除算しない。



・産休1年1か月の場合 ⇒ 1年除算する。



【H27.4.1に埼玉県に採用された者の場合】

例1 産休（育児休業）取得等がなかった場合

令和6年度に
対象となります。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
										対象者

例2 退職期間がある場合

2度の退職期間はあるが、2度とも1年未満であるので、「除算なし」となり、令和6年度に対象となります。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				病休 3か月 除算なし	退職① 10か月 除算なし	退職② 11か月 除算なし				対象者

※ 病気休暇は在職期間とみなすので、除算の対象にはなりません。

例3 産休と育休（育児休業）が連続する期間が一度ある場合

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
					産休 4か月	育休 2年10か月						対象者
						2年除算						

産休は在職期間とみなすが、育休はみなさない。
育休期間 2年10か月 → 2年を除算する。



令和6年度で採用10年目になるが、
2年除算（月は切り捨て）するので、
令和8年度に対象者となります。

例4 産休と育休（育児休業）が複数ある場合

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		産休	育休① 1年5か月	産休	育休② 9か月		産休	育休③ 2年1か月					対象者
			1年除算		除算なし			2年除算					

1人目の育休 1年5か月 → 1年を除算する。
2人目の育休 9か月 → 除算しない。
3人目の育休 2年1か月 → 2年を除算する。



令和6年度で採用10年目になるが、
合わせて3年除算するので、令和9年度
に対象者となります。

例5 産休・育休（育児休業）が連続し、育児短時間勤務を取得した場合

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
			産休	育休① 1年10か月	産休	育休② 2年1か月		育児短時間勤務					対象者
				1年除算		2年除算		除算なし					

1人目の育休 1年10か月 → 1年を除算する
2人目の育休 2年1か月 → 2年を除算する。
育児短時間勤務は在職期間とみなすので除算なし。



令和6年度で採用10年目になるが、
合わせて3年除算するので、令和9年度
に対象者となります。

他県の公立学校や私立学校での勤務経験がある場合

他県の公立学校や私立学校での教諭等（臨時的任用を除く）として勤務した期間は、在職期間とみなす。

H25.4.1に他県の公立学校採用で次のような場合

採用後の年数	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
	1	2	3	4		5	6	7		8	9	10
	他県の公立学校で教諭等 として勤務					私立学校の教諭等 としての勤務				本県の教諭等 として勤務		対象者

※ 私立学校で勤務経験がある場合は、必ずお問い合わせください。

※ 受講対象者で、繰り延べ等の必要性がある場合も、お問い合わせください。

中堅教諭等資質向上研修実施要項細則

埼玉県教育委員会

1 目 的

中堅教諭等資質向上研修の円滑、適切な実施を図るため中堅教諭等資質向上研修実施要項第12項に基づき、中堅教諭等資質向上研修実施要項細則を定める。

2 所 管

県教育委員会が、教育公務員特例法第24条に基づく中堅教諭等資質向上研修は、県立総合教育センターが所管する。

3 研修期間

一年間とする。

4 研修日数

(1) 教育センター等研修

ア 教育センター等研修は、夏季・冬季の長期休業期間中を中心として、年間10日程度行うものとする。

イ 教育センター等研修の内訳は下記のとおりとする。

内訳（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校）

- ・ 共通研修 2日程度
- ・ 教科指導及び生徒指導等研修 8日程度

(2) 学校研修

ア 学校研修は、1日3時間程度、年間18日程度行うものとする。

イ 学校研修は、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて行うものとする。

5 評価、研修教員研修計画書及び研修報告書等

(1) 評価、研修教員研修計画書

ア 市町村教育委員会は、4月末日までに当該市町村における中堅教諭等資質向上研修教員の評価及び研修教員研修計画書を県教育委員会に提出するものとする。

イ 県立学校の校長は中堅教諭等資質向上研修教員の評価案及び研修教員研修計画書案を4月末日までに、県教育委員会に提出するものとする。ただし、特別支援学校においては、5月末日までに県教育委員会に提出するものとする。

(2) 研修報告書等

ア 市町村教育委員会は2月末日までに、研修教員研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。

イ 県立学校の校長は2月末日までに、研修教員研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。

ウ 校長は、当該学校における学校研修の実施記録を作成し、次年度以降の中堅教諭等資質向上研修等の指導資料として3年間保管するものとする。

6 事務分担等

- (1) 中堅教諭等資質向上研修に係る総括的な事務は、教育局県立学校部高校教育指導課及び教育局市町村支援部義務教育指導課が当たるものとする。
- (2) 特別支援学校中堅教諭等資質向上研修に係る連絡窓口は、教育局県立学校部特別支援教育課において行うものとする。
- (3) その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、平成31年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、令和2年4月1日から施行する。

この細則に定める事項は、令和4年4月1日から施行する。

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画

埼玉県教育委員会

1 趣 旨

中堅教諭等資質向上研修の円滑、適切な実施を図るため、中堅教諭等資質向上研修実施要項第5項に基づき、年間研修計画を定める。

2 所 管

教育公務員特例法第24条に基づき県教育委員会が実施する中堅教諭等資質向上研修は、県立総合教育センターが所管する。

3 研修期間

一年間とする。

4 対 象

中堅教諭等資質向上研修の対象となる教員（以下、「中堅教諭等資質向上研修教員」という。）は、中堅教諭等資質向上研修実施要項「2 対象」のとおりとする。

5 研 修

中堅教諭等資質向上研修教員は、教育委員会が作成する中堅教諭等資質向上研修に関する計画書（以下、「研修教員研修計画書」という。）に基づき、以下の研修を受けるものとする。

(1) 教育センター等研修

夏季・冬季の長期休業期間等に、教育センター等において実施する教科指導、生徒指導等に関する研修。

(2) 学校研修

課業期間に主として校内において実施する、授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修。

6 研修日数

(1) 教育センター等研修	年間10日
内訳：共通研修	2日
教科指導及び生徒指導等研修	8日

(2) 学校研修	年間18日
----------	-------

7 研修内容及び方法

(1) 教育センター等研修

ア 教育センター等研修の内容

下記の事項について、個々の教員の実態に応じて実施するものとする。

- ・ 教育理念
- ・ 教員としての心構え
- ・ 教科指導等
- ・ 生徒指導等
- ・ 情報教育、環境教育、産業教育、道徳教育、人権教育等
- ・ 特別支援教育、発達障害等
- ・ 地域の文化財調査
- ・ その他必要な事項

イ 教育センター等研修の方法

下記の事項のいずれか、又はそのいくつかの組合せを行う等多様な方法で実施するものとする。

- ・ 研究協議
- ・ 演 習
- ・ 研究授業
- ・ 実技指導
- ・ 調 査
- ・ 講 義
- ・ そ の 他

ウ 教育センター等研修における研修項目は別表Ⅰによるものとする。

エ 教育センター等研修は、県立総合教育センターが計画し、外部の連携機関等の協力を得て実施するものとする。

(2) 学校研修

ア 学校研修の内容

主として、下記の事項について、具体的な教育実践に即して行うものとする。その際、地域や学校の実態に配慮するものとする。

- ・ 教科指導
- ・ 特別の教科 道徳（道徳科）
- ・ 特別活動
- ・ 総合的な学習の時間（小・中）、総合的な探究の時間（高）
- ・ 外国語活動（小）
- ・ 生徒指導
- ・ 進路指導・キャリア教育
- ・ 特別支援教育
- ・ インクルーシブ教育システム
- ・ 人権教育
- ・ 学級（学年）経営
- ・ 特定課題研究
- ・ 学校安全
- ・ 地域、関係機関等による外部連携
- ・ I C T活用
- ・ 学校諸課題
- ・ その他必要な事項

イ 学校研修の方法

下記の事項のいずれか、または、いくつかの組合せを行う等多様な方法で行うものとする。
なお、この場合、授業研究指導を十分行うように配慮するものとする。

- ・ 授業研究
- ・ 公開授業
- ・ 研究協議
- ・ 演 習
- ・ 実技・実習
- ・ 講 義
- ・ そ の 他

ウ 学校研修における研修項目は別表Ⅱによるものとする。

エ 学校研修の実施記録を作成し、3年間保管するものとする。

8 留意事項

(1) 研修環境の整備

校長は、研修教員研修計画書に基づく研修が円滑に実施できるよう研修環境の整備に努めるものとする。

(2) 保護者や地域社会への啓発

校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たって、保護者や地域社会等の理解や協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

中堅教諭等資質向上研修 教育センター等研修

実施方法：非集合型研修 ※養・栄と共催（午後一部小・中と共催）

開講式**共通研修 第1日**

- 講義「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」
- 講義「今求められる道德教育」
- 講義「中堅教諭としてのリフレクション」
- オリエンテーション

教科指導及び生徒指導等研修（全8回）**第1日** 実施方法：非集合型研修

- 講義・協議「特別支援学校のメンタルヘルス」
- 講義・協議「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」
- 講義・協議「特別支援学校のセンター的機能について」

第2日 会場：県立総合教育センター

- 講義・演習「学校現場に活かすコーチング」
- 講義・演習「組織マネジメントの考え方・進め方」

第3日 実施方法：非集合型研修

- 講義・協議「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」
- 講義「コミュニティ・スクールについて」
- 講義・協議「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実際」

第4日 実施方法：非集合型研修

- 講義・演習「教師のための人間関係づくり」
- 講義・演習「アサーション演習」
- 演習・協議「事例研究S方式」

第5日 実施方法：非集合型研修

- 講義・協議「実態把握と自立活動について」
- 講義・協議「主体的・対話的で深い学びの授業実践」
- 講義・協議「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」

第6日 実施方法：非集合型研修

- 講義「インクルーシブ教育システム構築のためのICTの活用」
- 講義「特別支援学校におけるICT教育について」
- 講義・演習「特別支援学校におけるICT教育の実際」

第7日 会場：会場となる特別支援学校

- 会場校研修
- ・公開授業と研究協議 ・研究協議題目に基づく検証等

第8日 会場：所属校

- 教育センター等研修で学んだ内容について授業・校務等への還元

実施方法：非集合型研修 ※高と共催

共通研修 第2日

- 講義「学校における人権教育」
- 講義「学校における教職員の働き方改革」
- 講義「決して特別ではない特別支援教育」
- 講演「ミドルリーダーへの期待」

閉講式

※各講義、演習等の実施日・実施順等については変更される場合があります。

中堅教諭等資質向上研修 学校研修（例）

分野	日数	内 容
(1) 教科指導等		ア 授業研究 公開授業 ①教科担当者を対象 ②校内を対象 ③保護者等を対象 ④中堅教諭等資質向上研修者を対象 イ 指導計画の検討（学習指導案、評価、教材作成等） ウ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 エ 評価規準及び自己評価
(2) 生徒指導等		ア 組織的な生徒指導 イ 進路指導・キャリア教育
(3) 学級（学年）経営		ア 学級（学年）経営 ※チーム学校、保護者、家庭との連携を含む
(4) 特定課題研究		ア 調査研究 イ 発表 ※ 教員の意見や希望を生かし、自らの課題や適性、得意分野等 についての課題を、1年間かけて日々の実践に基づいて調査・ 研究する。
(5) 学校諸課題		ア 学校評価 イ 家庭・地域等への情報提供 ウ 喫緊の課題
(6) 地域等との 連携・協働		ア 地域との連携・協働 イ 関係機関との連携
(7) その他		

2 教育センター等研修 について

令和6年度特別支援学校中堅教諭等資質向上研修 教育センター等研修日程

※表中の青は「共通研修」、黄は「教科指導及び生徒指導等研修」を示す。 【全10回】 ※表示は期日順

種別	期日	会場	研修形態	研修内容等	指標 (P36参照)
共通研修	第1日 6/14(金)	非集合型	講義 講義 講義	開講式 ※養・栄と共催 (午後一部小・中と共催) 「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 「今、求められる道徳教育」 「中堅教諭としてのリフレクション」 オリエンテーション (校種職種別)	★ ★ ★, B3 A3
教科指導及び生徒指導等研修	第1回 7/29(月)	非集合型	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「特別支援学校のメンタルヘルス」 「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」 「特別支援学校のセンター的機能について」	★ A3, B3 A3, D3
	第2回 8/ 1(木)	総合教育センター	講義・演習 講義・協議 協議・演習	「学校現場に活かすコーチング」 「組織マネジメントの考え方・進め方」 「SWOT分析」	A3, C3 ★, A3 ★, B3
	第3回 8/ 8(木)	非集合型	講義 講義 講義・協議	「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」 「コミュニティ・スクールについて」 「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実際」	A3, D3 A3, C3, D3 A3, C3, D3
	第4回 8/ 9(金)	非集合型	講義・演習 講義・演習 演習・協議	「教師のための人間関係づくり」 「アサーション演習」 「事例研究S方式」	C3, D3 C3, D3 C3, D3
	第5回 8/19(月)	非集合型	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「実態把握と自立活動について」 「主体的・対話的で深い学びの授業実践」 「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」	C3, D3 B3 A3, B3, C3
	第6回 8/23(金)	非集合型	講義 講義 講義・演習	「インクルーシブ教育システム構築のためのICTの活用」 「特別支援学校におけるICT教育について」 「特別支援学校におけるICT教育の実際」	E3 E3 E3
	第7回 9月～ 11月	会場となる特別支援学校	公開授業 研究・協議等	<会場校研修> 公開授業と研究協議 研究協議題目に基づく検証等	B3, C3, D3
	第8回 ～12月	所属校		実施細則による (P18参照)	A3, B3, C3 D3, E3
共通研修	第2日 1/24(金)	非集合型	講義 講義 講義 講義	「学校における人権教育」 「学校における教職員の働き方改革」 「決して特別ではない特別支援教育」 「ミドルリーダーへの期待」 閉講式 ※高校と共催	★ ★ D3 ★, A3 ★

指標について (P36参照)

★：埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養

A：学校運営 B：学習指導 C：生徒指導 D：特別な配慮や支援を必要とする生徒への対応

E：ICTや情報・教育データの活用

※「3」は第3ステージのことで「深化・中核期」を意味している。

自身の専門性を深め、学校の中核的存在としての力を発揮することが期待される。

共通研修(2日間)

1 目的

校種によらず共通する教育課題についての研修を深め、教職に対する専門性を高めるとともに、中堅教員としての指導力の向上を図る。

2 研修日程と概要

<第1日> 非集合型研修 ※養護・栄養(午後一部小・中)と合同実施

回	実施日	時間	形態	研修内容等
第一日	6/14(金)	～ 9:15		受付
		9:15～ 9:25	連絡	諸連絡等
		9:25～ 9:35		開講式
		9:40～10:50	講義	「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 講師：県立学校人事課
		11:00～12:10	講義	「今、求められる道德教育」 講師：総合教育センター指導主事
		13:10～13:30	連絡	午後受付 接続準備・諸連絡
		13:30～15:45	講義	「中堅教諭としてのリフレクション」 講師：外部講師
		16:00～16:30	連絡	校種別オリエンテーション、振り返り入力

<第2日> 非集合型研修 ※高等学校と合同実施

回	実施日	時間	形態	研修内容等
第二日	1/24(金)	～ 9:15		受付
		9:15～ 9:30	連絡	諸連絡
		9:30～10:30	講義	「学校における人権教育」 講師：人権教育課
		10:45～11:45	講義	「学校における教職員の働き方改革」 講師：県立学校人事課
		11:50～12:15	連絡	諸連絡(国際理解教育支援プログラム紹介等)
		13:15～14:15	講義	「決して特別ではない特別支援教育」 講師：特別支援教育課
		14:30～16:00	講演	「ミドルリーダーへの期待」 講師：本県教育関係者
		16:05～16:20		閉講式
		16:20～16:30	連絡	諸連絡
16:30～		振り返り入力		

- 準備するもの：パソコン等機器(カメラ・マイクあり) 筆記用具
ダウンロード資料 手引 QRコードが読み取れる端末
- 各講義、演習等の実施日時・実施順及び、会場(研修形態)等、変更する場合があります。
- 当日の詳細や資料については、特別支援学校年次研修情報サイトで確認してください。

教科指導及び生徒指導等研修(8日間)

1 目的

教科、領域等の専門性豊かな教員を目指し、教科指導における実践的指導力の向上を図るとともに、中堅教諭として学年・学級経営の充実に資する生徒指導の力量の向上を図る。

2 研修の会場、期日及び内容等

回	実施日	会場	研修形態	研修内容等
1	7/29(月) 9:15～16:30	非集合型	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「特別支援学校教員のメンタルヘルス」 講師：教育総務部福利課 「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」 講師：特別支援教育課 「特別支援学校のセンター的機能について」 講師：特別支援教育課
2	8/1(木) 9:15～16:30	総合教育センター	講義・協議 講義・演習	「学校現場に活かすコーチング」 講師：外部講師 「組織マネジメントの考え方・進め方」SWOT分析 講師：総合教育センター特別支援教育担当等
3	8/8(木) 9:15～16:30	非集合型	講義 講義 講義・協議	「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」 講師：大学教授等 「コミュニティ・スクールについて」 講師：県立学校人事課 「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実際」 講師：公立学校管理職等
4	8/9(金) 9:15～16:30	非集合型	講義・演習 講義・演習	「教師のための人間関係づくり～アサーショントレーニング～」 講師：総合教育センター指導相談担当等 「アサーション演習」「事例研究S方式」 指導・助言者：公立学校教諭等
5	8/19(月) 9:15～16:30	非集合型	講義・協議 講義・協議 講義・協議	「実態把握と自立活動について」 講師：大学教授等 「主体的・対話的で深い学びの授業実践」 講師：公立学校教諭等 「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」 講師：公立学校管理職等
6	8/23(金) 9:15～16:30	非集合型	講義 講義 講義・演習	「インクルーシブ教育システム構築のためのICTの活用」 講師：外部講師 「特別支援学校におけるICT教育について」 講師：ICT教育推進課 「特別支援学校におけるICT教育の実際」 講師：公立学校教諭等
7	9月～11月	会場となる特別支援学校	公開授業 研究協議等	<会場校等研修> ・公開授業と研究協議 ・研究協議題目に基づく協議・検証
8	～12月	所属校		教育センターで学んだ内容について授業・校務への還元 実施細則により所属校で実施 P18 参照

○各講義、演習等の実施日時・実施順及び、会場（研修形態）等、変更される場合があります

3 講師及び指導助言者

学識経験者、民間企業、公立学校の校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭、県教育局及び総合教育センター指導主事等

4 持ち物・準備するもの

- 総合教育センター等で実施する集合型研修
名札、筆記用具、ダウンロード資料、手引、昼食、QRコードが読み取れる端末、その他各研修で必要なもの
- 非集合型研修
パソコン等機器（カメラ・マイクあり）、筆記用具、ダウンロード資料、手引、QRコードが読み取れる端末、その他各研修で必要なもの
- 会場校研修
名札、筆記用具、ダウンロード資料、手引、昼食、QRコードが読み取れる端末、上履き、その他各研修で必要なもの

5 自立活動担当教員（看護教員）の受講について

教科指導及び生徒指導等研修8日のうち、自立活動担当教員（看護教員）については、3日は別コースにて受講することもできる。

【過去研修例】

日	期日	会場	研修形態	研修内容等	担当等	指標
1	7/（ ）	東埼玉重症心身障害児施設中川の郷療育センター	見学体験	医療的ケアの実際について 見学及び体験	特別支援教育課 指導主事 中川の郷療育センター 施設長・看護部長	A3, B3 D3
2	7/（ ）	埼玉県看護協会 研修センター	講義 演習	小児医療における病態と看護技術	独立行政法人国立 病院機構西埼玉中 央病院 小児救急看護 認定看護師	A3, B3 D3
3	8/（ ）	所属校	報告 協議	実践事例報告研修会	所属校管理職 特別支援教育課 指導主事	A3, B3 D3

※こちらの表は研修例になります。

教科指導及び生徒指導等研修 第7回 会場校研修について

1 目的

会場校研修を通して、教科等の指導上及び学校運営への参画について研修し、教科指導及び生徒指導等研修のまとめを行い、教員としての実践的指導力の向上を図る。

2 会場となる学校（以下「会場校」という。）

研修を円滑かつ効果的に実施するため、研修教員の所属校の中から選定する。

3 公開授業者

公開授業は、会場校の中堅教諭等資質向上研修該当者が行う。

4 会場校研修の実施期日及び研修日程・内容

(1)会場校及び実施期日

研修種	会場校	期日
教科指導及び 生徒指導等研修 第7回	入間わかくさ高等特別支援学校	9月24日（火）
	越谷特別支援学校	9月30日（月）
	岩槻はるかぜ特別支援学校	10月28日（月）
	所沢おおぞら特別支援学校	11月 8日（金）
	深谷はばたき特別支援学校	11月29日（金）

(2)研修日程・内容

ア 日程

- ・受付 9:00～ 9:15
- ・開会 9:15～ 9:30
- ・研修 9:30～12:00
- 13:00～16:20
- ・閉会 16:20～16:30

※日程の詳細は、情報サイトにて実施期日ごとに連絡する。

イ 内容

- ・開会行事
- ・研究協議題に基づく研究協議
- ・公開授業と研究協議
- ・閉会行事

※研究協議の進め方は、提案、研究協議、指導助言を標準とする。

5 指導・助言者

特別支援学校主幹教諭、教諭、県立総合教育センター特別支援教育担当指導主事等

6 会場校研修の選択について

上記5会場の中からそれぞれ1校を選択し会場校研修に参加する。会場校の学校の教育目標、運営方針、特色ある取組等について各自で確認し、会場校の希望を選択すること。

会場校の希望は事前に調査を行い、人数調整をするが、人数によって希望通りにいかない場合もある。

7 研修当日に持参するもの

名札、筆記用具、ダウンロード資料、手引、昼食、QRコードが読み取れる端末、上履き、その他各研修で必要なもの

8 その他

交通手段は、公共交通機関を使用する。

教科指導及び生徒指導等研修 第8回 実施細則

1 目的

中堅教諭等資質向上研修受講者（以下、受講者）が、教育センター等研修で深めている自身の専門性等について、所属校において中核的存在としての力を発揮することをねらいとする。

2 概要

受講者が、教育センター等研修（共通研修第1日、教科指導及び生徒指導等研修第1回～7回）で学んだ内容を所属校において授業や校務等に還元することで、教科指導及び生徒指導等研修第8回の実施とする。受講者は、研修が円滑かつ効果的に進行するよう、所属長から適宜指導・助言を受ける。

3 研修の進め方

(1) 所属校で実施するための研修内容を、教育センター等研修で受講した以下の中から一つ選択する。

共通研修 第1日	①「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 ②「今求められる道德教育について」 ③「中堅教諭としてのリフレクション」
教科指導及び生徒指導等研修 第1回	④「特別支援学校のメンタルヘルス」 ⑤「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」 ⑥「特別支援学校のセンター的機能について」
教科指導及び生徒指導等研修 第2回	⑦「学校現場で活かす教師のためのコーチング」 ⑧「組織マネジメントの考え方・進め方」
教科指導及び生徒指導等研修 第3回	⑨「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」 ⑩「コミュニティ・スクールについて」 「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実際」
教科指導及び生徒指導等研修 第4回	⑪「教師のための人間関係づくり～アサーショントレーニング」 ⑫「アサーション演習」「事例研究S方式」
教科指導及び生徒指導等研修 第5回	⑬「実態把握と自立活動について」 ⑭「主体的・対話的で深い学びの授業実践」 ⑮「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」
教科指導及び生徒指導等研修 第6回	⑯「インクルーシブ教育システム構築のためのICT教育の活用」 ⑰「特別支援学校におけるICT教育について」 「特別支援学校におけるICT教育の実際」
教科指導及び生徒指導等研修 第7回	⑱会場校研修を通じた教科等の指導上及び学校運営への参画に関する研修

※ 選択に当たっては、所属校の実態・課題等にも配慮して行うこと。

複数の項目を併せて選択（実施）することも可能。

例) 教科指導におけるICT活用実践授業（⑯⑰の研修内容に該当する実践）

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業実践（⑭⑮の研修内容に該当する実践）

(2) 実施日・実施時間等を設定する。

ア 実施期間は6～12月とし、受講者が所属校と調整して決定する。

イ 実施時間の定めはないが、十分な研修内容となるよう研修時間を適切に確保するものとする。

最低でも1時間（1コマ）以上を確保し、計画も含め、勤務時間内で実施する。

(3) 研修を準備・実施する。

① 各自又はグループ等を通じて、自身の専門性を深める。

② 自身が研修で得た力を授業や校務等に還元する。

- (例)
- ・研究授業や研究協議等で教科指導に関する提案を行う。
 - ・校内研修において、生徒指導等に関する講師等を担う。
 - ・所属校の課題解決に向けた取組を中・長期的に進め、成果と課題を共有する。

(4) 実施報告書を作成し、所属校で決裁したのちに提出する。

ア 受講者は、「教科指導及び生徒指導等研修（第8回）実施報告書」（様式6）を作成する。受講者が作成した実施資料（学習指導案等）があれば添付する。

イ 受講者は、「教科指導及び生徒指導等研修（第8回）実施報告書」（様式6）を共通研修第2日及び閉講式の前日17時までに高等学校年次研修情報サイトにアップロードする。

※ 実施報告書の作成、及びアップロードについての詳細は12月に同サイトにて連絡。

★ 受講者が行った実践等を報告してください。

管理職や他の教諭が主として行った校内職員研修等の報告をこれに充てることがないように注意してください。

教科指導及び生徒指導等研修（第8回）実施報告書

記

所属校名		受講者 I D	R06TC
受講者（職名・氏名）	教諭・	教科	
研修日	令和6年 月 日（ ）		
研修内容 ※いずれかを選択し不要な項目を削除する。	①「教育公務員としての服務規律と不祥事の根絶」 ②「今求められる道徳教育について」 ③「中堅教諭としてのリフレクション」 ④「特別支援学校のメンタルヘルス」 ⑤「インクルーシブ教育システムの実現に向けて」 ⑥「特別支援学校のセンター的機能について」 ⑦「学校現場で活かす教師のためのコーチング」 ⑧「組織マネジメントの考え方・進め方」 ⑨「学部間の学びをつなぐキャリア教育の推進について」 ⑩「コミュニティ・スクールについて」「社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールの実際」 ⑪「教師のための人間関係づくり～アサーショントレーニング」 ⑫「アサーション演習」「事例研究S方式」 ⑬「実態把握と自立活動について」 ⑭「主体的・対話的で深い学びの授業実践」 ⑮「学校教育目標から個別の指導計画までをつなぐ」 ⑯「インクルーシブ教育システム構築のための ICT 教育の活用」 ⑰「特別支援学校における ICT 教育について」「特別支援学校における ICT 教育の実際」 ⑱会場校研修を通じた教科等の指導上及び学校運営への参画に関する研修		
実施内容	※実践資料があれば、「別紙資料のとおり」としても可とする。		
実施後の振り返り ※課題や今後に向けた内容を記入する。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本様式は総合教育センターホームページ 「研修」 →「年次研修」 →「R06 年次経験者研修手引」 →「特別支援学校」 からダウンロードすることができます。</p> </div>		

上記のとおり実施しましたので報告します。

〇〇特別支援学校
校長 〇〇 〇〇

教科指導及び生徒指導等研修に係る事前レポートの作成について

特別支援学校中堅教諭等資質向上研修「教科指導及び生徒指導等研修」第2回（8月1日）では、事前のレポートを基に協議を行います。

下記の事前レポートを作成し、期限までに提出をすること。

1 レポート題目「組織マネジメントの考え方・進め方」

2 レポートの作成及び提出

(1) 様式

ア 用紙：A4判、縦長、横書き、両面1枚を原則とする

イ 文字：12ポイント、40字×40行程度

ウ 内容：下記参照

(2) 提出期限・提出先

ア 提出期限：7月18日（木）

イ 提出先：研修情報サイト<https://ecsweb.center.spec.ed.jp/tokushinennjikenn/>

「R6（特）中堅教諭等資質向上研修の提出キャビネット」内に提出する。

*ログインID・パスワード及び受講番号は決まり次第各学校に発出します。

受講番号	所属校名	氏名	所属学部等
「組織マネジメントの考え方・進め方」			
1 学校概要（学校教育目標、目指す学校像、学部目標、学級目標）			
2 自校の分析 学校教育目標を達成するために、自校の強み等を把握します。			
内部環境の 長所を記入	【内部環境】 強み (Strength)	【外部環境】 機会 (Opportunity)	外部環境の 長所を記入
	.	.	
外部環境の 課題を記入	弱み (Weakness)	脅威 (Threat)	外部環境の 課題を記入
	.	.	
*内部環境としての要素 →児童生徒、教職員、PTA、生徒会、部活動、校舎・グラウンド、体育施設、教育課程、伝統・校風等			
*外部環境としての要素 →保護者、地域住民、地域施設、小中学校、高等学校、地域産業、歴史文化、自然風土、地域の環境等			
3 考察			
＜突破口＞			
＜問題点＞			
＜今後必要なこと＞			

*参考資料

独立行政法人教職員支援機構 NITS

校内研修シリーズ No101「学校の内外環境の分析と特色づくり」

https://www.youtube.com/watch?v=DVUZVub7_y4&t=607s



教育センター等 研修の受講に当たって

1 全般的な事項について

- (1) 事前に総合教育センターホームページ内「特別支援学校年次研修情報サイト」（以下、情報サイト）で連絡事項を確認の上、資料等があれば各自ダウンロードし、研修日当日に準備してください。

情報サイト用のログインID、パスワードは、5月中旬から下旬に発出される「令和6年度特別支援学校中堅教諭等資質向上研修における確認事項について（通知）」の別紙添付資料「受講者名簿」に記載されます。通知を確認後、ログインできるか確認し、初回ログイン時に、パスワードを必ず各自で変更してください。

情報サイトURL <https://ecsweb.center.spec.ed.jp/tokushinennjikenn/>

ログインID（ ）パスワード（ ）受講番号（ ）

*ログインID・パスワード・受講番号は重要な情報です。各自で管理してください。

- (2) 本研修（全10日）に係る開催通知等の文書は、発出しません。本手引や情報サイトにより、開催期日等を確認の上、各研修へ参加してください。
- (3) 研修への参加は、交通事故の未然防止及び近隣住民への配慮のため、原則として公共交通機関を利用してください。
- (4) 集合型研修時は、「学校名・氏名」が明記された名札を各自が用意し、着用してください。
※所属校で使用しているもので構いません。

2 総合教育センター（行田本所）で実施する集合型研修について

- (1) 正門から講堂棟入口までは、バスの往来があり危険ですので、歩道を通ってください。
- (2) 弁当等、各自が持ち込んだゴミはお持ち帰りください。また、弁当販売はありません。
- (3) 大研修室、情報研修室は飲食禁止、体育館・アリーナは食事禁止（水分補給は可）です。
- (4) 敷地内は全面禁煙です。また、行田市は路上喫煙も禁止されています。

3 非集合型研修について

- (1) 当日使用する機器と場所の準備を事前に行ってください。
- (2) 講義の中で、受講者から考えを聞く場面、受講者同士で協議をする場面があります。必ず、マイクあり・カメラありの機器で受講してください。1日をとおして、研修場所として適切な環境の整備に努めてください。
- (3) 共通研修（6月・1月）について、授業日のため機材と場所の確保が難しい場合、管理職をとおして総合教育センター担当まで事前に相談してください。
- (4) 朝の受付は、情報サイトに当日掲載する「受付フォーム」への入力と、「オンラインへの接続による氏名表示」の両方を行ってください。
- (5) 研修の振り返りは情報サイトに当日掲載する「振り返りフォーム」へ入力し、勤務時間内に送信を済ませてください。
- (6) 研修終了後、振り返りの入力や機材の片付けを終えたら、管理職へ研修終了の旨を報告してください。

4 欠席（遅刻・早退）又は期日変更する場合の手続きについて

中堅教諭等資質向上研修は、法定研修です。全日程の出席を原則とします。

やむを得ない理由で欠席、遅刻、早退又は期日変更する場合は、所属長から連絡してください。

(1) 欠席（遅刻・早退）の連絡について

【事情により事前に研修を欠席（遅刻・早退）する場合】

- ①所属長は県立総合教育センター特別支援教育担当へ連絡・協議（特別支援教育課も含め、事前協議が必要になります。）
- ②協議を終えたのち、所属長が「欠席（遅刻・早退）届」を作成し、総合教育センターへ電子メールで提出

【研修日当日に病気等でやむをえず欠席（遅刻・早退）する場合】

- ①所属長は県立総合教育センター特別支援教育担当へ電話連絡
- ②所属長が「欠席（遅刻・早退）届」を作成し、総合教育センターへ電子メールで提出

(2) 期日変更の連絡について

学校行事等によるやむを得ない理由で、期日の変更をせざるを得ない場合は、

所属長 → 総合教育センターとの事前協議が必要

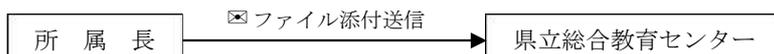
※締め切り日あり（下欄参照）

【※期日変更が可能な研修】

・ 共通研修 第1日・・・ 6月14日（金）特・小・中 ⇒ 6月18日（火）高
非集合型研修 非集合型研修
→ **締め切り日：6月7日（金）まで**

・ 共通研修 第2日・・・ 1月24日（金）特・高 ⇒ 1月10日（金）小・中
非集合型研修 非集合型研修
→ **締め切り日：6月末日まで**（緊急の場合を除く）

5 各届の提出について



事前協議をおえたのち、電子メール **p7412215@pref.saitama.lg.jp**
総合教育センター特別支援教育担当宛てに提出する。

※ 本手引 P29 に掲載している様式は、総合教育センターホームページ内「研修」→「年次研修」→「R06 年次経験者研修手引」→「特別支援学校」からダウンロードできます。

※ 管理職より電子メールで添付送信にて提出してください。その際、件名を「中堅研〇〇届」と入力してください。 **事前協議（連絡）なしで、提出することのないようにしてください。**

※ **令和6年度より様式を変更します。** 提出の際は最新の様式を使用してください。

5 台風等緊急事態における研修中止等の連絡について

研修中止等の連絡は、前日（研修日の前日が週休日等の場合は直前の課業日）の午後1時を目安として、総合教育センターホームページ（<https://www.center.spec.ed.jp/>）に掲載します。

なお、その後の扱いについては、情報サイトにて連絡します。

6 本研修に係る問合せについて

埼玉県立総合教育センター 特別支援教育担当（中堅教諭等資質向上研修担当）

TEL 048-556-3370（直通）

3 学校研修について

学校研修に当たって

1 全般的な事項について

(1) 「実施要項細則」(P7参照)のとおり、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて、研修を実施してください。

- ① 1日3時間程度、年間18日程度です。(3時間程度×18日程度＝54時間程度)
- ② 以下に、示した【学校研修の内容(例)】を参考にして、研修を実施してください。

【学校研修の内容(例)】

項目	おもな内容の例
ア 教科指導等	(7) 授業研究(公開授業等) [対象] 校内教職員、保護者等、中堅教諭等資質向上研修受講者 (4) 指導計画の検討(学習指導案、評価、教材作成等) (7) 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善 (5) 評価規準及び自己評価
イ 生徒指導等	(7) 組織的な生徒指導 (4) 進路指導・キャリア教育
ウ 学級(学年)経営	(7) 学級(学年)経営 ※ チーム学校、保護者、家庭との連携を含む
エ 特定課題研究	(7) 調査研究 (4) 発表 ※ 教員の意見や希望を生かし、自らの課題や適性、得意分野等についての課題を、1年間かけて日々の実践に基づいて調査・研究する。
オ 学校諸課題	(7) 学校評価 (4) 家庭・地域等への情報提供 (7) 喫緊の課題
カ 地域等との連携・協働	(7) 地域との連携・協働 (4) 関係機関との連携
キ その他	

2 留意事項について

(1) 学校研修を充実させるために以下に留意して、研修を進めてください。

- ① 機関研修で学んだ内容を踏まえて、自己の課題研究をより深める。
- ② 機関研修の内容を各学校での校内研修等で活用し、校内に広める。
- ③ 学校研修の研修体制を構築する。

(例)・研修で学んだ内容を蓄積して、自己評価等に生かす。

- ・学校内研修(全体・分掌・学部・学級等)で、研修で学んだ内容を伝え、情報交換を行う。
- ・通年で研修チームを編成し、相互に授業参観や授業研究を行う際の中心役を担う。
- ・学校内の他の年次研修(初任研・5年研・20年研)の受講者と研修で学んだ内容について、情報交換を行う。
- ・同校種間及び、所属地域の異校種間との情報交換を行う。 等

(2) 学校研修の開始と終了については、管理職へ報告してください。

(3) 研修で使用する機器や場所を準備する等、環境の整備に努めてください。

学校研修日程

－「研修教員研修計画書」及び「研修教員研修報告書」－

1 学校研修日程について

- (1) 学校研修の時間・日数は、1日3時間程度、年間18日間です。
 (P7「中堅教諭等資質向上研修実施要項細則」4研修日数(2)学校研修イ参照)

2 学校研修計画について

- (1) **【様式2】研修教員研修計画書**を使用し、実施要項細則(P7～P8)に掲載のとおり、年間研修計画(P9～P10)を基に、年度当初に管理職と相談の上、作成・提出してください。
- (2) 様式の記入枠が足りない場合は、枠を増やし使用してください。
- (3) 各学校で作成・提出した下の「**【様式2】研修教員研修計画書**」に基づき、計画的に研修を実施してください。

【例】学校研修計画（【様式2】研修教員研修計画書より一部抜粋）

回	月	日	曜	研修内容	実施 予定 時数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備考 指導者が「左記以外」の場合、記入
						校長	教頭	主幹 教諭	教務 主任	左記 以外	
1	4	20	水	中堅教諭として（心構え等）	3	○					
2											
3											
16											
17											
18											

講義等の時間だけでなく、振り返りの時間や、学校研修記録用紙の記入時間も含めます。

様式の枠は18回分しかありません。枠が足りない場合は、枠を増やして記入してください。

3 学校研修報告について

- (1) **【様式3】研修教員研修報告書**を使用し、作成・提出してください。計画書と別の様式になりますので御注意ください。
- (2) 学校研修の時間・日数は、1の(1)の通りです。
- (3) 教科指導及び生徒指導等研修の課題（レポート等）の作成に係る時間を最大3時間（1回分）まで計上することができます。

【例】学校研修計画（「【様式3】研修教員研修報告書」より一部抜粋）

回	月	日	曜	研修内容	実施 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備考 指導者が「左記以外」の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	教 務 主 任	左 記 以 外	
1	4	20	水	中堅教員	3	○					
2	5	9	月	事前レポート作成	3		○	○			
16	11	11	金	キャリア教育について	2					○	進路指導主事
17											
18											
年間実施時数（H）											

作成に当たり、指導していただいた場合は該当者に○をつけてください。

実施時数を合計し、記入してください。提出の前に再度「実施要項細則」の学校研修の日数・時間を確認してください。

4 確認事項

- (1) 「【様式2】研修教員研修計画書」及び「【様式3】研修教員研修報告書」は、令和6年3月4日に発出した文書（令和6年3月4日付 教特第734号）の別添資料として、各学校に（市立特別支援学校については、各教育事務所、各市町村教育委員会を通じて）送付してあります。
- (2) 令和4年度から学校研修の年間研修日数が「18日」となっています。
「【様式2】研修教員研修計画書」及び「【様式3】研修教員研修報告書」は令和3年度までの様式と異なりますので、御注意ください。

5 研修教員研修計画書・報告書の提出について

- (1) 提出の際は、必ず管理職の指導を受けて確認の上、提出してください。
- (2) 提出締切及び提出場所・方法についてはP35の「提出書類一覧」を確認し、提出してください。

特別支援学校 中堅教諭等資質向上研修 学校研修記録用紙

学校名	氏名	所属学部等	実施日	研修回
□□□特別支援学校	○○ ○○	△△部	令和 年 月 日()	第 回

学校研修の内容	学校研修の方法	指導者	備考
7 進路指導・キャリア教育	6 講義	その他(備考へ入力)	進路指導主任

記録者氏名

学校研修の内容

プルダウンより以下を選択できます。

- 1 教科指導
- 2 特別の教科 道徳
- 3 特別活動
- 4 総合的な学習(探究)の時間
- 5 外国語活動
- 6 生徒指導
- 7 進路指導・キャリア教育
- 8 特別支援教育
- 9 インクルーシブ教育システム
- 10 人権教育
- 11 学級(学年)経営
- 12 特定課題研究
- 13 学校安全
- 14 地域、関係諸機関との協働・連携
- 15 学校諸課題
- 16 その他必要な事項

選択できます。

- 1 授業研究
- 2 公開授業
- 3 研究協議
- 4 演習
- 5 実技・実習
- 6 講義
- 7 その他

選択できます。

- 校長
教頭
主幹教諭
教務主任・学年主任

本様式は[総合教育センターホームページ](#)

「研修」

- 「年次研修」
- 「R06 年次経験者研修手引」
- 「特別支援学校」

からダウンロードすることができます。

【注意】

- ・ この様式は、「学校研修」における記録用紙の参考様式です。
- ・ 提出は求めませんが、学校研修の記録として作成し、各学校で3年間保存してください。
* 使用した研修資料等も綴る。

特定課題等研究について

1 目的

中堅教諭等資質向上研修の受講者各自が特定のテーマを設定し、1年間を通して研究を行うことで、特別支援教育に係る専門性の向上を目指す。

2 内容及び方法

(1) 内容

学習指導や生徒指導及び特別支援教育全般に関する事項。または学校内の組織運営に関する事項。

(2) 方法

日頃の学習指導等に係る実践研究を通して、総合教育センター研修における教科指導等研修等も参考としながら1年間を通して行う。

3 提出について

(1) 計画書【様式4】(P34)

表題の計画書を で囲み、学校名から研修計画までを記入する。

提出締切：令和6年5月31日（金）

提出先：埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長宛

(2) 報告書【様式4】(P34)

表題の報告書を で囲み、学校名から備考まで記入し提出する。

提出締切：令和7年2月28日（金）

提出先：埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長宛

* 計画書の見直しがあれば書き直して提出すること。

4 作成について

- (1) 内容は、具体的に平易に表現する。
- (2) 1文字は12ポイントとし、A4判1ページの目安を全角38字×45行とする。
- (3) A4判5枚以内にまとめること。なお、この形に限らず1年間の研究活動の様子がわかる報告資料等も可とする。
- (4) 写真、図版等は、文中に入れること。
- (5) 資料等の出典、年度等を示すこと。
- (6) 見出し符号は次の順とする。

(表記例)

1 ×

× (1)

× × ア ×

× × × (7) ×

× × × × a ×

× × × × × (a) ×

(注：×はスペースを示す。)

4 その他

令和 年 月 日
第 号

(宛先)

県立総合教育センター所長
【 担当扱】

学 校 名
校 長 名 (公印省略)
電 話 番 号

研修会（欠席・遅刻・早退・期日変更*1）届

本校 教諭（氏名）〔（整理番号又は受講者 ID）*2〕は、下記のとおり研修会を（欠席・遅刻・早退・期日変更）しますので、お届けします。

記

研修会名	研修会名 (コース・教科等*3 :)
研 修 日	令和 年 月 日 () 第 日
理 由 等	変更後 令和 年 月 日 () 第 日

- * 1 欠席・遅刻・早退・期日変更の箇所は該当するものを残す。また、期日変更の場合、「理由等」の欄に変更後の期日を併せて記入する。
- * 2 整理番号又は受講者 IDがある場合に記入する。
- * 3 コース・教科等がある場合は () 内に記入する。

※ 電子メールについて、件名及びファイル名は次のとおりとする。
 件 名 「中堅研〇〇届〇〇特支」
 ファイル名 「RO.〇.〇(研修日)【〇〇届】〇〇特支」
 提出先アドレス p7412215@pref.saitama.lg.jp
 総合教育センター特別支援教育担当宛て

※ 年次研修を欠席等する場合は、県立総合教育センターと**事前の協議**を要する。

【様式2】令和6年度中堅教諭等資質向上研修 研修教員研修計画書（案）

学校名	対象者氏名	所属学部等	(作成年月日) 令和 年 月 日 (校長名)
-----	-------	-------	---------------------------

1 教育センター等研修計画

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画 別表Iのとおり

2 学校研修計画

回	月	日	曜	研修内容	実施 予定 時数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

回	月	日	曜	研修内容	実施 予定 時数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											

上記を研修教員研修計画書として決定します。

令和 年 月 日

【注】

- 1 学校が県教育委員会へ提出する際は、「計画（案）」として提出してください。
- 2 研修内容の欄は、【別表Ⅱ】「中堅教諭等資質向上研修学校研修（例）」に基づき簡潔に記入。
- 3 学校研修の指導者欄で、主幹教諭でない教務主任等は「左記以外」に○とし、主任名（分掌名）を備考欄に記入。

【様式3】令和6年度中堅教諭等資質向上研修 研修教員研修報告書

学校名	対象者氏名	所属学部等	(報告年月日) 令和 年 月 日 (校長名)
-----	-------	-------	---------------------------

1 教育センター等研修報告

令和6年度 中堅教諭等資質向上研修年間研修計画 別表Iのとおり

2 学校研修報告

回	月	日	曜	研修内容	実施 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

回	月	日	曜	研 修 内 容	実 施 時 数	学校研修の指導者 ※該当欄に○印を記入					備 考 指導者が「左記以外」 の場合、記入
						校 長	教 頭	主 幹 教 諭	学 部 主 事	左 記 以 外	
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
年間実施時数 (H)											

【注】

- 1 学校研修の時間・日数は、1日3時間程度、年間18日間です。報告の際、再度条件を満たしているか確認してください。
- 2 実施時数の欄は、実施した時数を記入してください。
- 3 教科指導及び生徒指導等研修の課題（レポート等）の作成に係る時間を最大3時間（1回分）まで計上することができます。

中堅教諭等資質向上研修 特定課題研究 (計画書) 報告書

学校名	氏名	所属学部等	作成年月日
〇〇〇〇特別支援学校	□□ □□	△△部	令和 年 月 日

研究課題

課題設定の理由

研修計画

研究の成果

今後の課題

本様式は[総合教育センターホームページ](#)
「研修」
→「年次研修」
→「R06 年次研修者研修手引・様式等」
→「特別支援学校」
からダウンロードすることができます。

備考（参考文献等を記すこと）

提出書類等一覧

1 特別支援教育課宛て

	提出書類	提出方法	提出期限
1	中堅教諭等資質向上研修評価表 －特別支援学校用－【様式1-1】 または－看護教員用－【様式1-2】 *所属長が作成します。	メール	5月31日(金)
2	研修教員研修計画書(案)【様式2】		
3	特定課題研究計画書【様式4】		
4	研修教員研修報告書【様式3】	メール	令和7年 2月28日(金)
5	特定課題研究報告書【様式4】		

※ 令和6年3月4日付け教特734号にて、様式を確認してください。

※ 上記1・2・3並びに4・5をまとめて管理職が提出すること。

【提出先】

埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課長
(中堅教諭等資質向上研修担当扱い)
a6880-04@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット「コバトン」

2 総合教育センター宛て

	提出書類	提出方法	提出期限
1	事前レポート (8/1 教科指導及び生徒指導等研修) 「組織マネジメントの考え方・進め方」 P21	情報サイトへ 電子データを 保存	7月18日(木)
2	教科指導及び生徒指導等研修(第8回) 実施報告書【様式6】	情報サイトへ 電子データを 保存	共通研修第2日 及び閉講式の 前日17時

※ 受講者が作成し、校内で起案・決裁ののち、受講者が研修用情報サイトへアップロードしてください。提出方法の詳細は12月に情報サイトを通じて、受講者へ連絡します。

※ 2「教科指導及び生徒指導等研修(第8回)実施報告書」は「教科指導及び生徒指導等研修 第8回 実施細則」(P18)を確認し、受講者が行った実践等を報告してください。管理職や他の教諭が主として行った校内職員研修等の報告をこれに充てることがないよう注意してください。

教員等の資質向上に関する
巻末資料

埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標

教諭 記号	採用前 養成期	第1ステージ 基盤形成・協力期		第2ステージ 充実・推進期		第3ステージ 深化・中核期		第4ステージ 発展・後進育成期		校長（管理職）	
		教員として必要な基本的事項について幅広く学び、管理職や他の教職員として解決する姿勢を身に付ける。	教員として必要な基本的事項について幅広く学び、管理職や他の教職員として解決する姿勢を身に付ける。	自身の経験を基に、学習指導や生徒指導等の専門性を高め、チームの一員として実践的指導力を高める。	校務分掌等において、学校の中核的存在としての自覚を持ち、チームとしての貢献度を高める。	これまでの教育実践を振り返り、自らの知識や技能を発展させ後進を育成し、多面的・多角的な視野を持つ。	副校長・教頭は、校長の補佐として、これまでの豊富な経験を生かして教職員への指導・支援を行う等、広い視野で学校経営に資する専門性を発揮する。				
★	埼玉県の校長及び教員として持ち帰るべき	● 常に自己研鑽に努め、主体的・自律的に学ぶ	● 教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と児童生徒への教育的愛情を持つ	● 豊かな人間性、コミュニケーション力、人権意識、幅広い教養や視野をもち、家庭や地域など誰とも協働する	● *	生徒等」とは幼児、児童、生徒のこと	を指します。また、「校長」には園長、「副校長」には副園長を含みます。				
A	学運	【学校組織マネジメント】 本県の教育振興基本計画等や国の委嘱を踏まえ、校長としての責任を自覚し、管理職や同僚との協働・連携を推進し、自己の役割を適切に果たす。	【学校組織マネジメント】 学校組織マネジメントの意義を理解し、学年・校務分掌、委員会等の推進経路において、各校全体の推進を牽引し、改善に向けた提案を行う等、主体的に取り組む。								
B	学指	【外部連携】 学校組織の一員として、自らの役割を認識し、家庭・地域等との連携の意義を理解し、適切な連携・協力する。	【外部連携】 学校の頂点、強みを理解し、家庭・地域等との連携の意義を認識し、適切な連携・協力する。								
C	生徒指導	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。	【学級経営】 学級経営の意義や生徒等の心身の発達過程を把握し、生徒等一人一人の人格を重んじ、特徴を認識し、学級経営を行う。
D	特別な配慮や支援を必要とする生徒等への対応	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	【生徒等の問題行動への対応】 生徒等の状況や原因を把握し、様々な問題行動に対し適切な対応を講ずるとともに、多様な支援を認め、早期発見・早期対応する。	
E	ICTや情報・機器の活用	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。	【ICT活用】 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、ICT機器を適切に活用する。

キャリアステージに応じた資質向上を目指して

各年次研修では、みなさんが将来の目指すべき姿やその実現のために身に付けたい能力・経験等を整理し、主体的にキャリアプランを考える機会となります。

これは、皆さんが研修を受講するに当たって研修前や研修後の自分の位置（キャリアステージ）を確認するためのシートです。見通しをもって研修に取り組み、自身の資質を向上させてください。研修の開始前に以下の1・2を記入し、終了後に1・3を記入してください。

1 「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」項目ごとの自己評価

※★は「◎・○・△」を記入、A～Eは自分の位置するステージの数字を記入

記号 大項目	小項目 ※各項目の具体的な内容は 「埼玉県 校長及び教員としての資質向上に関する指標」参照	研修前	研修後
		()月	()月
★	埼玉県の校長及び教員として持ち続けてほしい素養		
A 学校運営	学校組織マネジメント		
	学校安全		
	外部連携		
B 学習指導	指導計画・カリキュラムマネジメント		
	「主体的・対話的で深い学び」の実現		
	学習評価・授業改善		
C 生徒指導	学級経営		
	教育相談		
	生徒等の問題行動への対応		
	キャリア教育		
D 特別な配慮を必要とする生徒等への対応	多様なニーズへの対応		
E ICTや情報・教育データの利活用	ICT活用		

2 研修開始時点の現在地

これまでに重視してきた項目の記号		
------------------	--	--

特に力を入れたい項目の記号		
---------------	--	--

3 研修終了時の現在地

身に付いたと思う項目の記号		
---------------	--	--

今後力を入れたい項目の記号		
---------------	--	--

表紙作品(令和5年度「夢ネット子供ギャラリー」から)



「ナイト」
本庄特別支援学校
高等部 1年
金鋪 美羽



「人生」
春日部特別支援学校
宮代分校
高等部 1年
小森谷 敬介



「踊る人形」
富士見市立富士見
特別支援学校
高等部
グループ作品



「翔べ! のぼり龍」
三郷特別支援学校
小学部
根本 愛望 平山 瑚子
三浦 碧人 高橋 勇翔
古姓 将輝

埼玉県教職員 MOTTO(モットー)

 未来を創る、こどもたち。
未来を育てる、わたしたち。
～ 未来への責任～

埼玉県立総合教育センター

〒361-0021 埼玉県行田市富士見町 2-24
TEL 048-556-6164(代)・FAX 048-556-3396
TEL 048-556-3370 (特別支援教育担当直通)